

小美玉市訓令第 2 6 号

小美玉市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領

小美玉市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領(平成 18 年小美玉市訓令第 24 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市又は字の区域その他市の一部の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく市長の認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(印鑑登録資格)

第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。

- (1) 地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「施行規則」という。)第 18 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する職務代行者
- (2) 法第 260 条の 9 に規定する仮代表者
- (3) 法第 260 条の 10 に規定する特別代理人
- (4) 法第 260 条の 24 又は第 260 条の 25 に規定する清算人

(印鑑登録の申請)

第 3 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、市長に対して認可地縁団体印鑑登録申請書(様式第 1 号。以下「印鑑登録申請書」という。)によりその旨を申請するものとする。

- 2 印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、小美玉市において登録している代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。

(印鑑の登録)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があ

ったときは、当該認可地縁団体に係る施行規則第 18 条の 3 第 1 項に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、認可地縁団体印鑑登録原票(様式第 2 号)を作成し、登録するものとする。

(登録印鑑の制限)

第 5 条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1 団体につき 1 個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが 1 辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は 1 辺の長さが 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表わしにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの
(認可地縁団体印鑑登録原票)

第 6 条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格(第 2 条に掲げる登録資格のうちいずれかを記載するものとする。)
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に前項に掲げる事項のほか印鑑の登録及び証明に関して必要と認めるその他の事項を登録できるものとする。

- 3 市長は、前2項に規定する事項を登録した認可地縁団体印鑑登録原票については、磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することができる。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、当該認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第3号)により自ら申請しなければならないものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第4号)を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

- 2 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録廃止の申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しようとする場合は、当該認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第5号)により、自ら申請しなければならないものとする。

- 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、直ちに市長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止について、前項の規定による申請をしなければならないものとする。この場合において、申請書には個人印鑑を押印するものとする。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により認可地縁

団体印鑑登録原票の登録事項のうち変更に係るもの(認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第4号の事由による登録の抹消については、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合
- (4) 認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

2 市長は、第9条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第12条 施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている団体にあっては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第7条及び第9条の規定中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対

して質問し、又は必要な事項について調査することができるものとする。

(保存期間)

第 15 条 認可地縁団体印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5 年
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票を除く書類 2 年

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

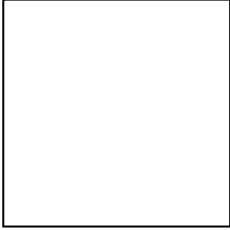
- 2 この訓令の施行の日の前日までに、改正前の小美玉市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号（第 3 条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

小美玉市長 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 		認可地縁団体の名称			
		認可地縁団体事務所所在地		小美玉市	
資格	()	生 年 月 日	年 月 日		
氏名					
住所	小美玉市				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☐ 本 人 住 所

☐ 代理人 氏 名

（注意事項）

- 1 この申請は本人自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて持参してください。
- 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

認可地縁団体印鑑登録原票			
登録番号		登録年月日	
登 録 印 影 	認可地縁団体	名 称	
		認 可 年 月 日	
		事務所の所在地	
	代表者等	登 録 資 格 氏 名	()
		住 所	
		生 年 月 日	
代 理 人	氏名		
	住所		
備 考			

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

小美玉市長

様

年 月 日

登録されている
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称

認可地縁団体事務所所在地

小美玉市

資格
氏名

()

生
年
月
日

年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚の交付を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は本人自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第 4 号（第 7 条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書

印 影		認 可 地 縁 団 体 の 名 称		
		認可地縁団体事務所所在地		小美玉市
		資 格 氏 名	()	生 年 月 日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

小美玉市長

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

小美玉市長

様

年 月 日

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称

認可地縁団体事務所所在地

小美玉市

資格
氏名

()

生
年
月
日

年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は本人自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。